

工事中における消防計画

(目的)

第1条 この計画は、改裝工事期間中における防火管理業務について必要な事項を定め既に作成されているの消防計画と相応して、火災等各種災害の予防および災害発生時の極限防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、当工事場内で作業または出入りするすべての者に適用する。

(計画の実施)

第3条 当工事場における統括防火責任者を現場所長とし事務局を当現場事務所におき、本計画の実施にあたるとともにの防火管理者と綿密な連絡体制を確立し、両者協議の上全体の効率的な運営を図る。

(予防管理組織)

第4条 工事中における火災予防を図るため各工事区分毎に防火責任者を定めるとともにこれを統括する統括防火責任者を置くものとし、その編成を別表1のとおり定める。

(統括防火責任者の権限および業務)

第5条 統括防火責任者は、この計画に基づく一切の権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 火気の使用または取り扱い、危険物の管理、防火区画および避難施設等の状況の点検および指揮監督。
- (2) 消防用設備等の作動状況の点検
- (3) 防火責任者等に対する業務の指導および監督
- (4) 工事人に対する消防計画の周知徹底
- (5) その他、工事中における防火管理上必要な業務

(防火責任者の業務)

第6条 防火責任者は各自の担当作業において次の事項を行おうとするときは統括防火責任者に連絡し、火災予防上必要な指示を受けるものとする。

- (1) 作業時間の延長および変更をするとき。
- (2) 作業場所または方法を変更するとき。
- (3) 溶接・ガス切断その他火気を使用して作業するとき。
- (4) その他火災予防上必要があるとき。

(火気使用時の遵守事項)

第7条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気を使用する設備または器具を使用する者は、あらかじめ統括防火責任者の許可を受けなければならない。
- (2) 火気を使用する場所は指定場所のみとし、これ以外の場所における火気の使用を禁止する。
- (3) 出火危険防止のため、火気および危険物の取り扱いは次のとおりとする。
 - ア 火気使用
 - (ア) 集積または設置方法

(イ) 管理方法

イ 危険物等

- (ア) 集積または設置方法

(イ) 管理方法

(放火防止対策)

第8条

- (1) 建物の外周部および階段等には、可燃性の工事用資材等は置かない。やむない場合は整理整頓し難燃性シートで覆い保管すること。
- (2) 工事施行責任者は、作業終了後に施錠を最終的に確認すること。
- (3) 工事関係者以外の者の工事部分等へ立ち入り禁止とし、防火責任者が工事部分等への出入りをチェックすること。

(喫煙管理)

第9条

- (1) 工事作業中は原則として禁煙とし、喫煙する場所は所定の喫煙場所で行うこと。
- (2) 防火責任者は、毎日作業終了後に吸殻等を集め、指定された不燃製容器に入れて処理すること。
- (3) 喫煙場所周囲には可燃物を放置しないこと。

(施設に関する遵守事項)

第10条 避難施設および防火施設の機能を有効に保持するため次の事項を遵守すること。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設等には避難の妨害となる設備、物品等を設けないこと。
- (2) 防火戸、防火シャッター等は常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 工事部分と既存建物間は不燃材を用いて完全に区画し、その付近には可燃物を放置しない。
- (4) 工事用資材の搬入は業務に差し支えないよう、搬入路を明確に定めて行う。
- (5) その他、火災防止上必要な対策を講ずる。

(作業終了時の巡視)

第11条 作業終了時の巡視は次により実施するものとする。

- (1) 工事責任者は作業終了後30分および1時間後に各1回巡視を行うこと。

(災害発生時の対策)

第12条 の消防計画に基づき、火災等の初動体制の強化を図るため、を工事地区隊長として、次により自衛消防隊を設置し、次の任務分担により諸活動を行う。その編成は別表2のとおりとする。

(使用部分と工事部分の連絡体制)

第13条

- (1) 防火管理者は、工事地区の防火担当者と使用地区の防火担当者とその日の作業内容に関し、毎日連絡会を行う。
- (2) 使用部分と工事部分との相互連絡は、

(教育の実施)

第14条

- (1) 工事階の避難経路の従業員への徹底。
- (2) 工事部分の作業員に対する防災教育は、日常の朝礼または工事開始時に実施する。
- (3) 出入りするものおよび業者に対しては防災上の注意事項を作成し、火災予防の啓蒙を図る。

(その他)

第15条 緊急時の工事関係者の連絡先は、別紙のとおりとする。